

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、特定の畜舎又は堆肥舎（貯蔵槽に類する施設を除く。）の用途に供する建築物（以下「特定畜舎等建築物」という。）の構造方法に関する安全に必要な技術的基準を第一に、及び同令第三十八条第四項の規定に基づき、特定畜舎等建築物の基礎の構造計算を第二に定め、並びに同令第八十一条第一項ただし書の規定に基づき、特定畜舎等建築物の構造計算が、第三に適合する場合においては、当該構造計算は、許容応力度等計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるものと定める。

平成十四年 月 日

国土交通大臣 林 寛子

特定畜舎等建築物の構造方法に関する安全に必要な技術的基準を定める等の件

第一 特定畜舎等建築物の構造方法は、次の各号に定めるところによるほか、木造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造（それぞれ建築基準法施行令（以下「令」という。）第三章第三節、第四節の二、第五節又は第六節の規定によるものに限る。以下同じ。）とする。ただし、第三第一項

第一号（令第八十二条第四号に定める構造計算を除く。）に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合には、令第四十三条第一項及び第四十六条の規定によらないことができる。

- 一 階数が一であること。
- 二 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下のものであること。
- 三 架構を構成する柱の相互の間隔が十五メートル以下であること。
- 四 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に定める市街化区域以外の区域に建設し、かつ、居室を設けないものであること。

第二 令第三十八条第四項に規定する特定畜舎等建築物の基礎の構造計算は、次に定める基準に従った構造計算とする。

- 一 特定畜舎等建築物、敷地、地盤その他の基礎に影響を与えるものの実況に応じて、土圧、水圧その他の荷重及び外力を採用し、第三第一項第一号（令第八十二条第四号に定める構造計算を除く。）に定める構造計算を行うこと。

- 二 前号の構造計算を行うに当たり、自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して特定畜舎等建築物

又は特定畜舎等建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないことを確かめること。

第三 令第八十一条第一項第一号に規定する許容応力度等計算と同等以上に特定畜舎等建築物の安全さを確かめることができる構造計算は、次に定める基準に従った構造計算とする。

一 令第三章第八節第二款並びに次項及び第三項に規定する荷重及び外力によって特定畜舎等建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算すること。

二 前号の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期及び短期の各応力度を次の表に掲げる式によって計算すること。

力の種類	荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域（以下単に「多雪区域」という。）における場合		備考
			次項第二号に規定する積雪荷重の低減を行う場合以外の場合	次項第二号に規定する積雪荷重の低減を行う場合	
長期に生ずる力	常時	G+P	G+P	G+P	
	積雪時	G+P	G+P+0.7S	G+P+S	

短期に生ずる力	積雪時	G+P+S	G+P+S	G+P+S	特定畜舎等建築物の転倒、柱の引抜き等を検討する場合には、Pについては、Pについては、特定畜舎等建築物の実況に応じて積載荷重を減らした数値によるものとする。
	暴風時	G+P+W	G+P+W	G+P+S+W	
	地震時	G+P+K	G+P+0.35S+K	G+P+S+K	

この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。

G 令第八十四条に規定する固定荷重によって生ずる力
 P 令第八十五条に規定する積載荷重によって生ずる力
 S 次項に規定する積雪荷重によって生ずる力
 W 第三項に規定する風圧力によって生ずる力
 K 令第八十八条に規定する地震力によって生ずる力

三 第一号の構造耐力上主要な部分ごとに、前号の規定によって計算した長期及び短期の各応力度が、それぞれ令第三章第八節第三款の規定による長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する各許容応力度を

超えないことを確かめること。

四 平成十二年建設省告示第千四百五十九号（以下この号において単に「告示」という。）第一に定める場合においては、構造耐力上主要な部分である構造部材の変形又は振動によって特定畜舎等建築物の使用上の支障が起らないことを告示第二に定める方法によって確かめること。

五 鉄骨造の特定畜舎等建築物にあつては、前各号の規定によるほか、特定畜舎等建築物の地上部分について、昭和五十五年建設省告示第千七百九十一号第二に定める構造計算によること。

2 前項第二号の積雪荷重は、令第八十六条の規定によること。この場合において、屋根が日本工業規格 A 五七〇一（ガラス繊維強化ポリエステル波板）——一九九五に定める波板で造られている等当該屋根の断熱性が低く、かつ、滑雪の妨げのない構造であり、並びに当該屋根の勾配が十二度以上ある場合にあつては、次に定めるところによることができる。

一 次に掲げる式によって屋根の積雪荷重を計算すること。

$$S = \gamma \cdot d \cdot R_s \cdot H_s$$

この式において、 S 、 γ 、 d 、 R_s 及び H_s はそれぞれ次の数値を表すものとする。

S 屋根の積雪荷重（単位 一平方メートルにつきニュートン）

γ 積雪の単位荷重（多雪区域にあつては二十三、多雪区域以外の区域にあつては二十とする）
 。（単位 積雪量一センチメートルごとに一平方メートルにつきニュートン）

d 垂直積雪量として市町村の区域に応じて別表に掲げる数値以上の数値（単位 センチメートル）

R_s 特定畜舎等建築物の種類及び令第八十二条第二号に規定する荷重及び外力について想定する状態に応じて次の表に掲げる数値以上の数値

特定畜舎等建築物の種類	数値	
	令第八十二条第二号に規定する荷重及び外力について想定する状態	令第八十二条第二号に規定する荷重及び外力について想定する状態
特定畜舎等建築物のうち、堆肥舎（当該堆肥舎の付属室及び付属舎を含む。以下「堆肥舎等」という。）	常時又は積雪時	0.84
	暴風時又は地震時	1.0
特定畜舎等建築物のうち、乳牛舎、肉牛舎、豚舎、採卵鶏舎、肉舎	常時又は積雪時	0.87
	暴風時又は地震時	1.0

用鶏舎その他これらに類するもの (これらの付属室及び付属舎を含む。以下「乳牛舎等」という。)	暴風時又は地震時	一・〇	一・〇
	常時又は積雪時	〇・九三	〇・九〇
特定畜舎等建築物のうち、搾乳舎、生乳処理室その他これらに類するもの(これらの付属室を含む。以下「搾乳舎等」という。)	暴風時又は地震時	一・〇	一・〇
F ₀ 当該区域における一月と二月の二ヶ月間の平均風速に應じて次の表に掲げる数値			
当該区域における一月と二月の二ヶ月間の平均風速 V (単位 メートル毎秒)	F ₀		
二・〇以下	〇・九		
三・〇	〇・八		
四・〇	〇・七		
四・五以下	〇・六		
この表に掲げるVの数値以外のVに應じたF ₀ は、表に掲げる数値をそれぞれ直線的に補間した数値とする。			

二 堆肥舎等の屋根勾配が十二度以上ある場合は、屋根の積雪荷重を一平方メートルにつき六百ニュートンまで低減することができる。

三 前二号の規定により屋根の積雪荷重を減らして計算した特定畜舎等建築物については、その出入口又はその見やすい場所に、その軽減の実況その他必要な事項を表示しなければならない。

3 第一項二号の風圧力は、次の各号に定めるところによること。

一 令第八十七条の規定によること。この場合において、同条第二項に規定するF₀は、平成十二年建設省告示第千四百五十四号第二に規定する数値に特定畜舎等建築物の種類に應じて次の表に掲げる数値以上の数値を乗じて得た数値とすることができる。

特定畜舎等建築物の種類	数値
堆肥舎等	〇・八五
乳牛舎等	〇・九〇
搾乳舎等	〇・九五

二 令第八十七条第二項に規定するEを算出する場合においては、平成十二年建設省告示第千四百五十四号第一第二項に規定するF₀を三メートルとすることができる。

三 前二号の規定により風圧力を減らして計算した特定畜舎等建築物については、その出入口又はその他の見やすい場所に、その軽減の実況その他必要な事項を表示しなければならない。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表 (各市町村ごとに、年最大七日増分積雪深の五〇年再現期待値を規定)

略	略	略
北海道	略	略
都道府県	登別市、 伊達市、 室蘭市	五〇
	区域	五五
		垂直積雪量(単位 センチメートル)